様式第一（第一条関係）を次のように改める。

様式第一（第一条関係）

薬局開設許可申請書

薬局の名称			
薬局の所在地			
薬局の構造設備の概要			
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要			
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要			
（法人にあつては）薬局開設者の業務を行う役員の氏名			
通常の営業日及び営業時間			
相談時及び緊急時の連絡先			
特定販売の実施の有無		有　・　無	
健康サポート薬局である旨の表示の有無		有　・　無	
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消されたこと	
	(3)	禁錮以上の刑に処せられたこと	
	(4)	薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したこと	
	(5)	後見開始の審判を受けていること	
備考			

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　薬局の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

7　申請者の欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(5)欄にあつては「ある」と記載すること。

別表第一第一の項第一号(7)を次のように改める。

(7)　開店時間

別表第一第一の項第一号に次のように加える。

(8)　開店時間外で相談できる時間

別表第一第一の項第三号中(5)を(6)とし、(1)から(4)までを(2)から(5)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1)　健康サポート薬局である旨の表示の有無

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に健康サポート薬局又はこれに類似する名称の表示をする薬局は、この省令の施行の日から起算して一年間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の十一の規定にかかわらず、なお従前の表示をすることができる。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による用紙であつて、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第二号）の全部を改正するこの規則を制定する。

平成二十八年二月十二日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会審査請求手続規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　審査請求に関する一般的手続（第三条―第二十七条）

第三章　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続（第二十八条）

附則